

契約条項 GC-634(2)_210416

第 1 条 (目的)

本契約は、乙が乙所有の機械および関連商品を甲の使用に供し、甲がレンタルサービス料金を乙に支払うことを目的とします。

第 2 条 (契約適用条件等)

1. 本契約の適用は、本契約の対象となる機械(以下契約対象機械という)3 台以上が甲における同一の事業所に設置されていることを条件とします。契約対象機械および関連商品ならびにこれらの設置場所は注文書に記載のとおりとします。
2. 甲は、本契約期間中、本契約に機械を追加または前項の条件内で機種を変更もしくは機械の一部を解約しても本契約を継続することができます。
3. 契約対象機械の解約または他の設置場所への移動等により第 1 項の条件を満たさなくなった場合、本契約は終了するものとします。

第 3 条 (契約期間)

本契約期間は 注文書に記載のとおりとします。ただし、本契約期間満了の 1 ヶ月前までに甲乙いずれか一方から相手方に対する書面により本契約を更新しない旨の申出がない場合、甲および乙は本契約を 1 年間更新するものとし、以後の更新も同様とします。

この場合、料金の計算期間は継続するものとし、更新日付において料金の精算はしないものとします。

第 4 条 (レンタルサービス料金)

1. 機械および関連商品のレンタルサービス料金は、注文書に記載する料金表のとおりとします。ただし、料金表に記載されている金額には、消費税および地方消費税(以下消費税等という)は含まれず、甲は第 7 条に定めるところに従い、レンタルサービス料金と併せて消費税等を乙に支払うものとします。
2. 第 2 条第 2 項により機械を追加もしくは解約または機種を変更した場合、乙所定の算式により機械維持料金、基準コピー料金および基準コピー枚数を変更するものとします。

第 5 条 (料金計算の締切日等)

レンタルサービス料金計算の開始日、開始メーターカウントおよび締切日は注文書に記載のとおりとします。

第 6 条 (メーター連絡票の送付)

甲は、毎締切日のメーターカウントを記入した機械のメーター連絡票を乙に送付するものとし、乙は、甲から受領したメーター連絡票に記載されたメーターカウントおよび注文書に記載する料金表にもとづきレンタルサービス料金を計算します。

第 7 条 (料金の支払)

1. 乙はレンタルサービス料金および本契約にもとづくその他すべての甲の金銭債務に、消費税等を加算して甲に請求します。消費税等は、乙が発行する請求書に記載するレンタルサービス料金その他甲の金銭債務の合計金額にもとづき計算(円未満は切捨)するものとします。
2. 甲はレンタルサービス料金および本契約にもとづくその他すべての金銭債務ならびにこれらの消費税等について、乙の請求後 15 日以内に当該請求金額を乙に現金で支払うものとします。
3. レンタルサービス料金のうち機械および関連商品の機械維持料金の支払方法は注文書に記載のとおりとします。

第 8 条 (操作方法の指導)

乙は、機械および関連商品の操作方法を甲に指導します。

第 9 条 (保守サービス)

1. 乙は、機械および関連商品を良好なる運転状態に保つように技術員を機械および関連商品の設置場所に派遣して点検と調整を行います。
2. 機械または関連商品が故障した場合、乙は甲の申出にもとづき乙の技術員を派遣して機械または関連商品を修理します。
3. 乙は、機械および関連商品の保守サービスを乙の営業時間内に実施します。ただし、甲の申出により乙が可能と判断し、乙が乙の営業時間外に機械および関連商品の保守サービスを実施した場合、乙は乙所定の料金を甲に請求できるものとします。

第 10 条 (消耗品等の供給)

1. 乙は、本契約締結と同時に適当数量の消耗品等(乙の指定する販売消耗品を除く。以下同じ)を機械および関連商品に供給し、その後は乙の指定する者の巡回または甲の申出によって適宜消耗品等を供給します。
2. 前項の消耗品のうち、ドラム等の感光体およびデベロッパについては、乙の技術員の点検または甲の申出にもとづき、画質維持のため乙が必要と認めた場合、乙はこれを交換します。

第 11 条 (機械および関連商品ならびに消耗品等の所有権)

1. 機械および関連商品ならびに消耗品等の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従って使用します。
2. 甲は次の行為を行わないものとします。
 - (1) 機械および関連商品ならびに消耗品等を毀損したり、機械および関連商品の原状を変更する行為
 - (2) 機械および関連商品ならびに消耗品等を、第三者に売却、譲渡、貸与、流用する行為およびこれらに質権その他担保権を設定する行為
 - (3) その他機械および関連商品ならびに消耗品等に損害をおよぼすおそれのある行為
3. 甲は、乙の所有権を侵害する第三者の行為に対して、差押、仮差押、仮処分、公租公課の滞納処分その他いかなる事由であっても、機械および関連商品ならびに消耗品等が乙の所有に属することを主張、証明するものとします。これらの事態が

発生した場合、甲はただちにその旨を乙に通知し、乙の指示に従います。

第 12 条 (コピーサービス)

甲が甲の営業行為として、機械および関連商品をコピーサービスのために使用する場合、甲は事前に乙に申出て乙の書面による承認を得るほか、乙が別に定める条件に従うものとします。

第 13 条 (用紙)

機械の使用にあたり、甲は乙所定の標準仕様に適合した用紙を使用するものとします。

第 14 条 (設置場所の変更)

甲が機械および関連商品の設置場所を変更する場合、甲は事前に乙に機械および関連商品の設置場所を変更することを通知するものとします。

第 15 条 (搬入、搬出または移動)

1. 機械および関連商品の搬入、搬出または設置場所の変更にもとづく移動は乙または乙の指定する者が実施します。
2. 甲は、機械および関連商品の搬入、搬出または設置場所の変更にもとづく移動に要する費用を乙に支払います。

第 16 条 (動産総合保険)

乙は乙の負担で機械および関連商品に動産総合保険を付保します。

第 17 条 (損害賠償)

甲が故意または過失によって、機械および関連商品ならびに消耗品等に損害を与えた場合、甲はその損害を乙に賠償します。

第 18 条 (料金の改定)

第 4 条第 2 項の事由を除き、乙は、1 ヶ月前までに(ただし、甲が不利とならない場合は事前に)書面によって甲に通知することによりレンタルサービス料金および加算金基本額を改定することができます。

第 19 条 (中途解約)

1. 甲または乙が本契約の全部または一部の解約を希望する場合、甲または乙は 3 ヶ月前までに書面により相手方に通知することにより本契約の全部または一部を解約できるものとします。
2. 甲が本契約の解約を希望する場合、甲は前項の 3 ヶ月前までの通知に代えて機械の加算金基本額の合計額の 3 倍に相当する金額を乙に支払うことにより即時本契約を解約できるものとします。
3. 甲が前条の料金改定を理由に本契約を解約する場合、料金改定の通知後 10 日以内に書面により乙に通知することにより、料金改定日の前日をもって本契約を解約できるものとします。

第 20 条 (期限の利益の喪失)

甲が次の各号のいずれか 1 つに該当した場合、乙は甲に対する通知により甲の債務の期限の利益を失わせることができるものとします。甲が期限の利益を失った場合、甲はその時現在負担する債務を即時履行します。

(1) 本契約に違反したとき

(2) 次の事由が生じたとき

- ① 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理、民事再生、会社更正手続の申立または公租公課の滞納処分
- ② 手形または小切手の不渡り処分
- ③ その他信用を著しく失墜したと認められる事由

第 21 条 (解除)

甲が前条各号のいずれか 1 つに該当する場合、乙は甲に対する通知のみで本契約をただちに解除できるものとします。

第 22 条 (加算金)

第 2 条第 3 項にもとづき本契約が終了した場合、第 19 条第 1 項もしくは第 2 項にもとづき本契約の全部もしくは一部が解約された場合または前条にもとづき本契約が解除された場合、甲はレンタルサービス料金とは別に料金表記載の加算金を乙に支払うものとします。ただし、第 19 条第 1 項にもとづき本契約が乙により解約された場合または解約と同時に乙所定の 3 年契約もしくは乙所定の機械の売買契約に変更した場合を除くものとします。

第 23 条 (機械および関連商品ならびに消耗品等の返還)

本契約が終了した場合、甲はただちに機械および関連商品ならびに消耗品等を乙に返還するものとします。甲が機械および関連商品ならびに消耗品等をただちに返還しない場合、乙は機械および関連商品の設置場所に立入り、機械および関連商品ならびに消耗品等を持ち帰ることができます。甲はこれに対してなんらの異議を述べたり、妨害することはもちろん、建造物侵入、損害賠償など一切の苦情を乙に申出することはできません。

第 24 条 (契約終了時の支払)

本契約が終了した場合、甲は残債務の全額を即時乙に支払うものとします。

第 25 条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行いまはは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
2. 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の調達先にも順守させるよう努力するものとします。
3. 甲および乙は、前二項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。
4. 甲および乙は、相手方が前三項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。
5. 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。

第 26 条 (合意管轄)

本契約に関する訴訟は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

第 27 条 (協議事項)

本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、信義にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定するものとします。

以上